

平成29年7月1日現在 被扶養者を有する組合員の皆さんへ

## 被扶養者の資格継続調査の実施について

この調査は短期給付財政の安定化を図ること等を目的として、認定中の被扶養者が、認定要件を満たされていたか、また、今後も引き続き認定要件を満たす見込みかを確認するため実施するものです。

この趣旨をご理解いただき、調査回答にご協力をお願いします。

### ★調査の概要

- 調査対象者** 平成29年7月1日(基準日)現在、認定中の全被扶養者  
(ただし、本年6月1日以降に被扶養者の認定を受けた方を除きます。)
- 提出期限** 平成29年9月29日(金)
- 主な調査内容**
- ・調査対象者(被扶養者)の収入調査
  - ・主たる扶養者(組合員以外の扶養義務者)の調査
  - ・同一世帯要件者の調査等
- 調査対象期間** 平成28年1月1日から基準日(平成29年7月1日)まで  
(ただし、この期間中に認定された方は、認定日から基準日まで)
- 調査方法等**
1. 所属所の共済事務担当課を通じて「被扶養者資格確認届書」等を配付します。
  2. 必要事項を記入・押印のうえ、必要書類<sup>(※)</sup>を添付して共済事務担当課へ必ず提出してください。
- ※調査に伴う必要添付書類については、調査対象者に応じて異なりますので、配付しています「被扶養者資格確認届書の記載要領及び添付書類の手引き」等によりご確認ください。



### ★被扶養者資格認定の取消しについて

次のような場合には、被扶養者の資格認定が無効となる場合がありますのでご注意ください。

- ① 調査期日内に、被扶養者資格確認届書等による調査回答を正当な理由がなく提出されない場合
- ② 調査期日内に、調査にあたっての問い合わせ事項に正当な理由がなく回答されない場合

(注) 調査の結果、認定要件を欠くこととなった場合には、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、速やかに「被扶養者申告書」にて認定取消しの手続きを行ってください。

なお、遑って認定を取消すこととなった場合には、その間に受診した医療費や、その他受給した給付金については返還していただくこととなります。

共済組合は、マイナンバー法に規定されている個人番号利用事務実施者として、平成29年7月からマイナンバー利用が可能となる予定でしたが、総務省より短期給付事業については、平成30年7月から利用開始となる見込みである旨通知がありましたので、お知らせします。

ただし、これまでどおり被扶養者の資格取得時にはマイナンバーを報告していただく必要がありますのでご注意ください。